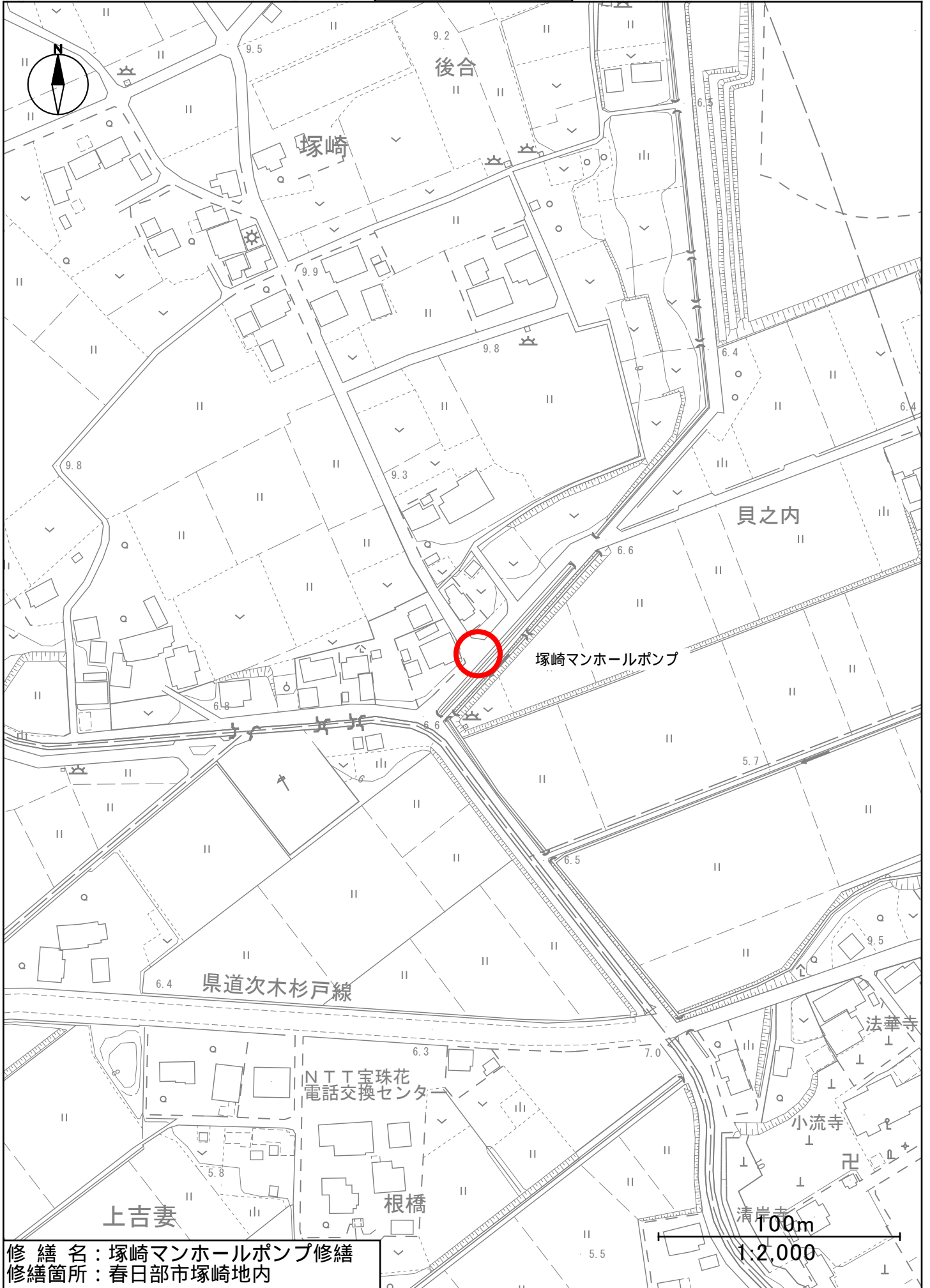


令和8年度		修繕仕様書		市単	
修繕名	塚崎マンホールポンプ修繕				
委託箇所	春日部市塚崎地内				
路河川名称					
事業名					
地区	(0001)	県南			
適用年月	(R0804)	令和8年4月			
業務大要	<p>○マンホールポンプ修繕</p> <p>汚水ポンプ更新 一式</p> <p>破砕機撤去 一式</p>				

案内図



修繕名：塚崎マンホールポンプ修繕
修繕箇所：春日部市塚崎地内

修 繕 費 内 訳 書										
工事区分	工種	種別	細別	規格	数量	単位	単 価	金 額	摘 要	
本修繕費										
設備修繕工										
機器費										
汚水ポンプ						1.0	式			第0001号内訳表
直接修繕費										
一般労務費						1.0	式			第0002号内訳表
機械設備据付労務費						1.0	式			第0003号内訳表
直接経費						1.0	式			第0004号内訳表
仮設費						1.0	式			第0005号内訳表
廃棄物処分費						1.0	式			
直接修繕費計										

修繕費内訳書										
工事区分	工種	種別	細別	規格	数量	単位	単価	金額	摘要	
共通仮設費(率)						1.0	式			
純修繕費										
現場管理費						1.0	式			
据付間接費						1.0	式			
据付修繕原価										
設計技術費						1.0	式			
修繕原価										
一般管理費等						1.0	式			
修繕価格										
消費税相当額						1.0	式			
修繕費合計										

第0001号 内訳書

汚水ポンプ

1.00式 当り

式

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
着脱式水中ポンプ φ100×1.26m ³ /分×13.7m 7.5kW、付属品含む	2.00	台			
合 計					

第0002号 内訳書

一般労務費

1.00式 当り

式

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
普通作業員 ポンプ・破砕機撤去・据付		人			
合 計					

第0003号 内訳書

機械設備据付労務費

1.00式 当り

式

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
機械設備据付工 ポンプ・破砕機撤去・据付		人			
合 計					

第0004号 内訳書

直接経費

1.00式 当り

式

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
トラック(クレーン装置付) ベーストラック4t級 吊能力2.9t		日			
機械経費(率)	1.00	式			
総合試運転費	1.00	式			
合 計					

式

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員B		人			
仮設排水費 吸引車	1.00	式			
合 計					

特記仕様書

塚崎マンホールポンプ修繕

春日部市役所
上下水道部施設管理課

目 次

第1章	総 則	
1-1	適 用 範 囲	
1-2	一 般 事 項	
1-3	適 用 規 格	
1-4	提 出 書 類	
1-5	保 証 期 間	
1-6	機 器 納 入	
1-7	検 査	
1-8	そ の 他	
第2章	機械設備	
2-1	概 要	
2-2	ポ ン プ 仕 様	
2-3	付 属 品	
2-4	そ の 他	
第3章	撤去据付工事	
3-1	一 般 事 項	
3-2	撤 去、 据 付 工 事	

第 1 章 総 則

1-1. 適用範囲

本仕様書は、春日部市塚崎地内に設置された塚崎マンホールポンプ修繕におけるポンプ機器製作、据付工事および破碎機撤去工事に適用する。

1-2. 一般事項

- (1) 各機器は、本仕様書に示された仕様条件に対して十分性能を発揮するのは勿論、耐久性、維持管理、安全性を考慮した構造とし、運転が確実に操作の容易なものでなければならない。
- (2) 機器の設計、製作にあたっては添付図面、及び本仕様書によるものとする。

1-3. 適用規格

本工事の施工にあたっては、下記の規格規則等に準拠すること。

- (1) 日本産業規格 (JIS)
- (2) 機械工事共通仕様書 (案) (国土交通省)
- (3) 日本電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (4) その他関連の法規

1-4. 提出書類

提出書類は、主要寸法、材質、数量、重量及びその他の必要な事項を記入した外形図、構造図、その他の必要な図面を必要部数提出すること。

1-5. 保証期間

- (1) 機器の保証期間は規定による引渡し完了後 1 年とする。
- (2) 保証期間内に明らかに受注者の設計製作の不備に起因する故障あるいは事故が生じた場合は、受注者の責任において直ちに修理又は取替えを行うこと。

1-6. 機器納入

- (1) 工場検査に合格した各機器類は、送り状をつけ現場へ順序よく搬入すること。
- (2) 機器のうち長尺物、重量物については損傷なきよう運搬には十分注意すること。

1-7. 検 査

- (1) 各機器は製作が完了すれば製作工場にて、性能試験及び、各種検査等について立会検査を行うものとする。ただし、発注者が認めたものについては立会検査を行わず、受注者の自主検査のみとし、検査記録を後日提出すること。

1-8. そ の 他

- (1) 本特記仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた事項については発注者と受注者の協議によるものとする。

第2章 機械設備

2-1. 概要

本ポンプは公共下水道（污水）を下流の施設等へ送水するためのものであり、運転方式は水位による並列自動運転である。

2-2. ポンプ仕様

本ポンプは、下記のポンプ性能を有するものとする。

2-2-1. 性能

口	径	100mm					
揚	水	量	1.26 m ³ /min				
全	揚	程	13.7m				
水	質	汚水					
フ	ラ	ン	ジ	規	格	JIS10K	
電	動	機	出	力	7.5kW		
電	動	機	電	圧	200V(50Hz)		
始	動	方	式	直入			
数	量	2台					
塗	装	仕	様	エポキシ樹脂塗料内外面3回塗			
既	設	ポ	ン	プ	型	式	クボタ製 KS-SP φ100

2-2-2. 駆動装置

ポンプの電動機は、乾式水中誘導電動機とする。

2-2-3. ケーシング

内部圧力及び振動等に対する機械的強度並びに腐蝕・摩耗を考慮した良質の鑄鉄製品（FC250）とし、分解、組立が容易なものとする。

2-2-4. 羽根車

良質強靱なる製品とし、固形物の混入に対し堅ろうであること。材質はFCD500とする。

2-2-5. 主軸

主軸は電動機軸を延長したもので伝達トルク及び振り、振動に対して十分な強度を有すること。材質は、13Cr ステンレス鋼と同等品以上とする。

2-2-6. 軸封装置

軸封部には、メカニカルシールを用いて運転中、停止中を問わず異物がモーター内に侵入しないよう中間に軸封油を密封した構造とする。また、ポンプ軸が回転することで軸封油に発生する遠心力を上昇力に変換し、安定した潤滑が維持できる構造を具備し、これらは NETIS 等

に登録されている、もしくは登録されていた技術とすること。

2-2-7. 軸受

回転部重量及び水カスラストは、電動機に内装した軸受けにて支持するものとし、長時間の連続運転に耐える構造とする。

2-2-8. 安全装置

過電流及び異常温度上昇によりポンプを停止するモーター保護装置を内蔵すること。

2-2-9. スマッシュ機構

- (1) 本ポンプは建設技術審査証明(下水道技術)を取得したノンクログ型スマッシュポンプであること。
- (2) 同口径のノンクログ型ポンプおよびボルテックス型ポンプよりも、軟弱異物に対して通過性がよいこと。
- (3) スマッシュ機構については、異物を効率良く通過させるために、以下3点の特徴を有すること。
 - ① サクションカバーに突起を設け、異物が羽根車入口に絡みつくの抑制する構造とする。
 - ② 羽根車ブレード部は、サクションカバー突起部との接点により、異物をポンプ内部へ押し込む形状とする。
 - ③ 羽根車先端部(ボス部)に傾斜を設け、異物が吸込部に滞留するのを抑制する形状とする。

2-3 付属品

- | | |
|------------------|----|
| ・ポンプ用吊上用チェーン(6m) | 1式 |
| ・水中ケーブル(20m) | 1式 |
| ・ベルマウス | 1式 |
| ・その他取付に必要な部品 | 1式 |

2-4 その他

- (1) 設備運用しながらのポンプ交換、破砕機撤去のため、交換方法や水替え手順及び止水時間等の資料を作成し、発注者と十分に協議を行い、作業を進めること。
- (2) 既存の予旋回槽や着脱曲管、揚水管及びガイドパイプは流用するため、ベルマウスやポンプ接続器具は、現場状況を確認し、選定すること。
- (3) 破砕機の撤去対象は機器およびケーブル、スミカッター(破砕機)コントローラとする。
- (4) 単体、組合せ試験及び総合試運転を行うこと。
- (5) 試験、試運転調整及び検査に要する試験用機器・費用は受注者が負担すること。

第3章 撤去、据付工事

3-1. 一般事項

工事の施工方法、使用材料、使用機器等については、安全かつ効率的に実施するものとする。

3-2. 撤去据付工事

3-2-1 機械工事

- (1) 工事は承認図面に従い施工し、据付に当っては十分注意すること。
- (2) 配管は丁寧に行い、管に無理な外力が加わらないように施工すること。
- (3) 施工中は管の内部に土砂、その他夾雑物が残らないように十分注意すること。
- (4) 工事のため、場内に仮設物を設ける必要のある場合は、あらかじめ受注者の許可を受けるものとする。
- (5) 本工事にあたって、官公署に対して必要な諸手続きは、その費用と共に受注者の負担とする。

3-2-2 電気工事

1. 材料

(1) 電線類

600V キャブタイヤケーブル	(2PNCT)	JIS C 3327
600V 架橋ポリエチレンケーブル	(CV)	JIS C 3605
600V ビニル絶縁電線	(IV)	JIS C 3307
制御用ビニル絶縁 ^ビ ニルシースケーブル	(CVV)	JIS C 3401
制御用ビニル絶縁 ^ビ ニルシースケーブル(シールド ^ド 付)	(CVV-S)	JSC 4258

(2) その他

JIS 規格品または同等品

3-2-3 撤去工事

1. 機器仕様

(1) 破砕機仕様

撤去対象の破砕機は、下記の仕様である。

構 成	冠水型電動機+サイクロ減速機
形 式	二軸差動回転式
寸 法	H1625, W260, D240 程度
台 数	1 台

(2) スミカッター（破砕機）コントローラ仕様

撤去対象のスミカッター（破砕機）コントローラは、下記の仕様である。

寸 法	H380, W250, D130 程度
個 数	1 個

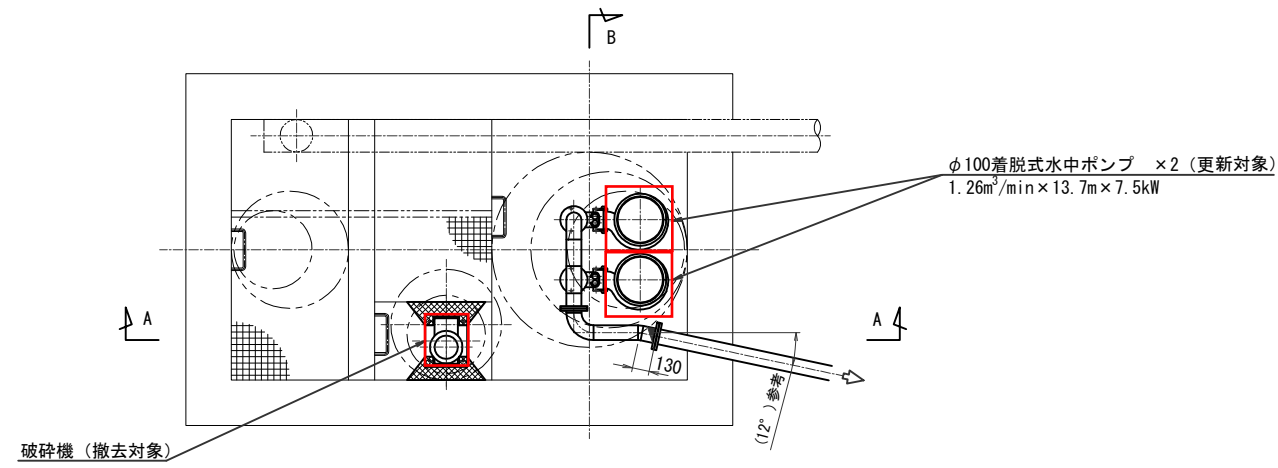
2. 施工

- (1) その他の電気配線材料とその工事一切を受注者の責任において施工するものとする。
- (2) 工事は入念に施工し、設備目的を満足せしめるのみでなく、その引廻しは美観、体裁にも十分留意する。
- (3) 配線材料は十分余裕のある径、心数のものを使用すること。
- (4) サージ対策を実施すること。
- (5) 破砕機撤去後は開口部をふさぐなどし、汚水の流れを妨げないようにすること。
- (6) 落差により硫化水素等の発生が予想される場合は、副管の設置等の対策を講じること。

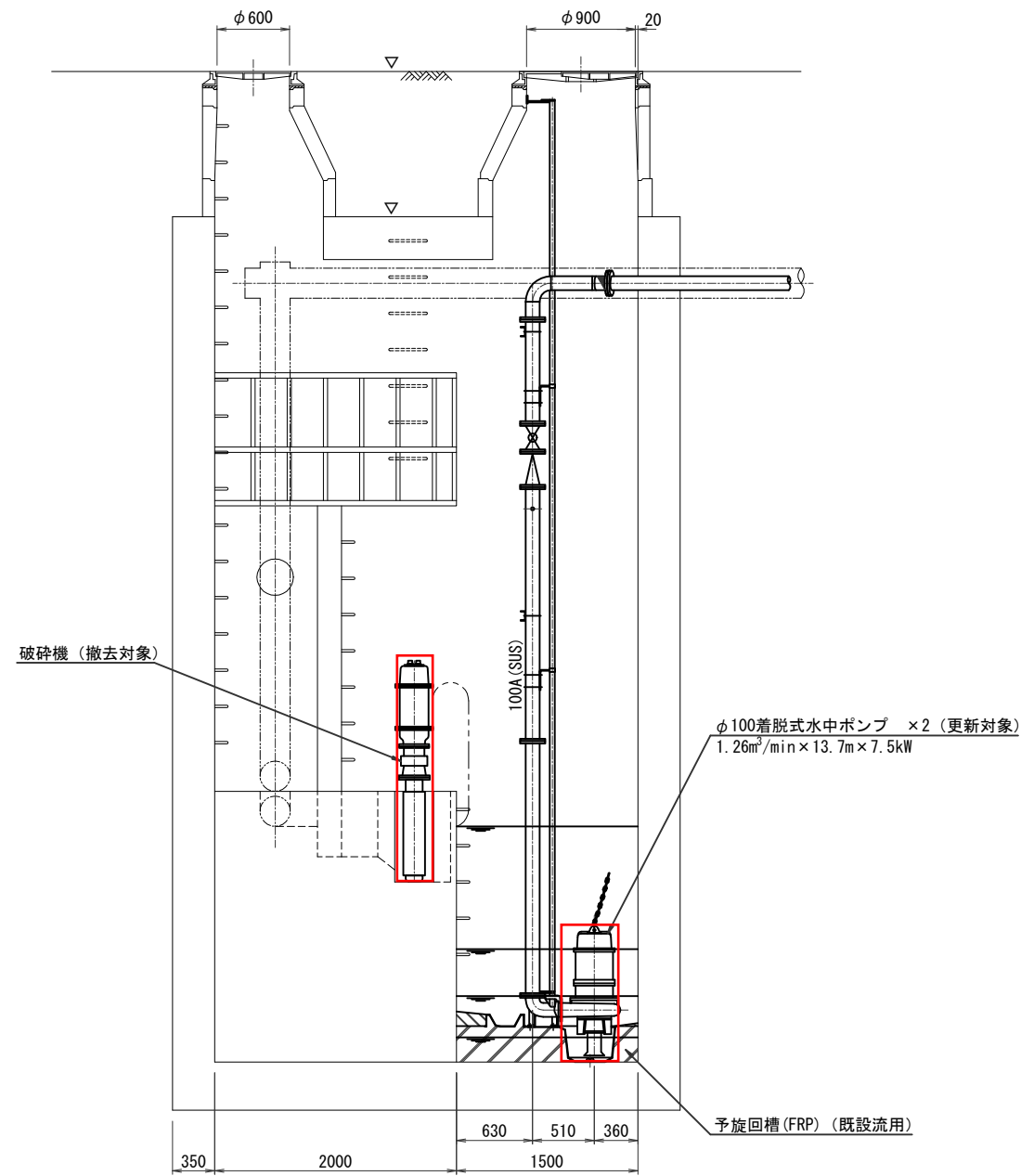
塚崎マンホールポンプ (機械設備図)

(S=1/60)

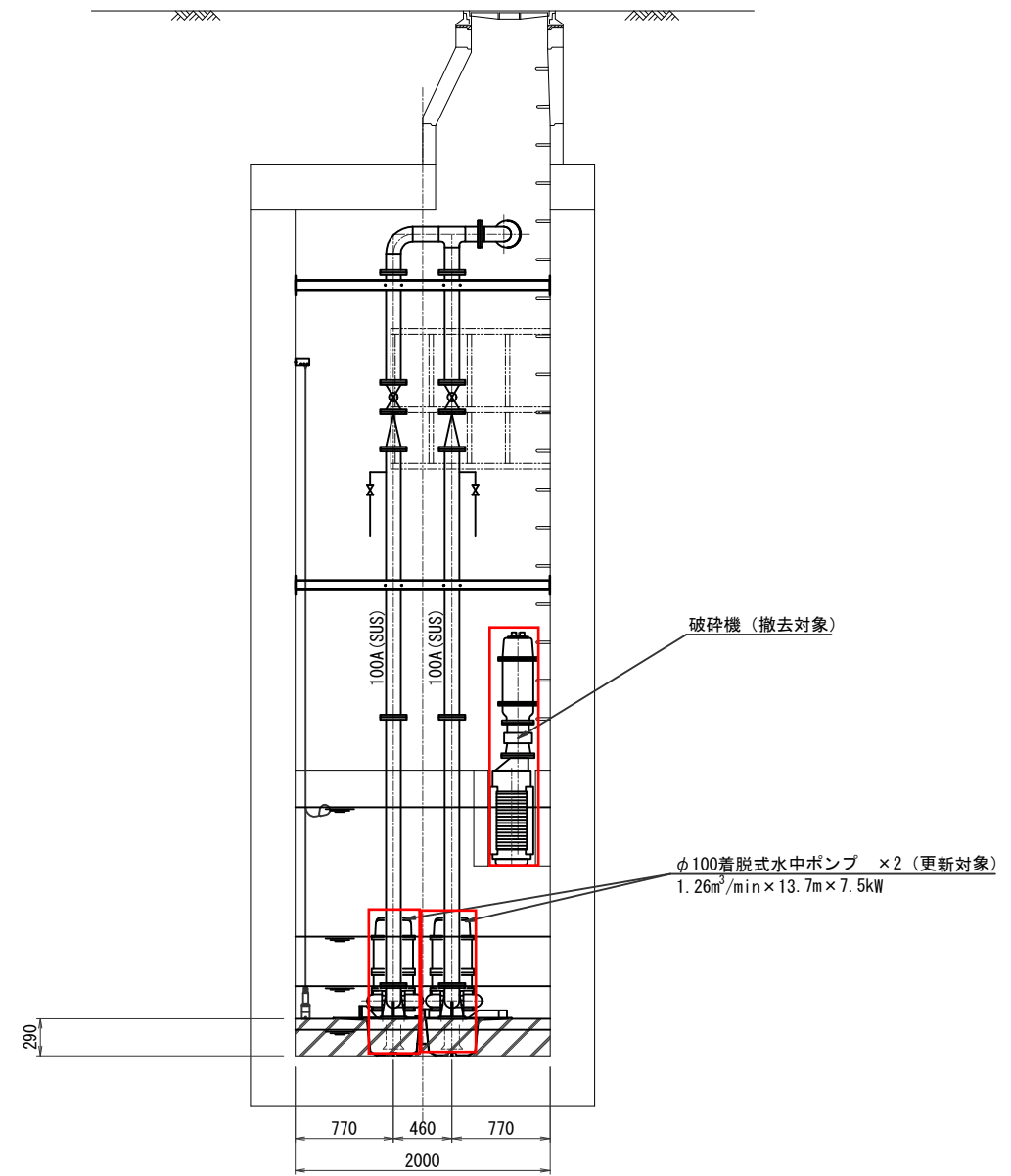
平面図

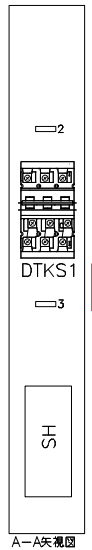
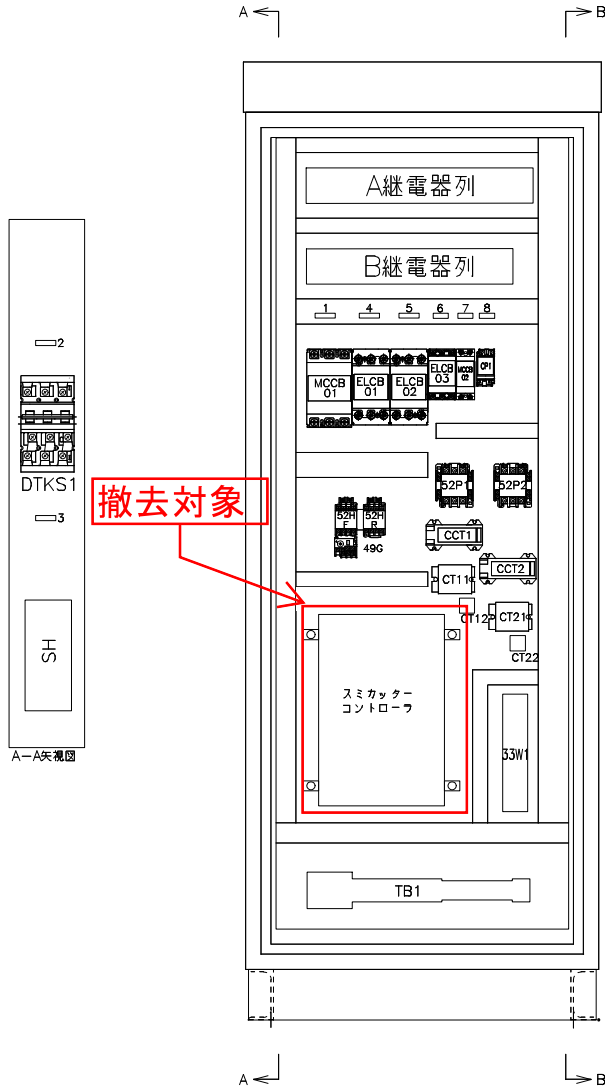


A - A 断面図



B - B 断面図





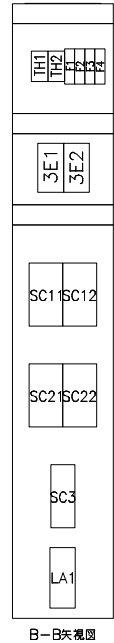
撤去対象

A継電器列

27X	30WX	33WH1X	33WHX	33WX1	33WX2	RST1X	26PX1	26PX2	30PX1	30PX2	52HF1	52HR1	42HX	30HX
-----	------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	------

B継電器列

33W LT	33W H1T	33W H3T	2T	26 PT1	26 PT2	RRY	7DT
-----------	------------	------------	----	-----------	-----------	-----	-----



符号	CH記入文字	数量
NP-1	動力主幹	1
2	商用電源	1
3	自家発電源	1
4	No.1ポンプ	1
5	No.2ポンプ	1
6	破碎機	1
7	制御電源	1
8	通報装置電源	1